

利用規約 Landmark 株式会社_v3.0

1. 当社の GCFX サービスについて

1. この GCFX サービス（以下「**本サービス**」といいます。）にアクセスくださり、ありがとうございます。当社本サービスでは、オンライン海外送金サービス（以下「**本サービス**」又は「**為替取引送金サービス**」といいます。）を提供いたします。
2. 当社は、資金決済に関する法律（平成 21 年 6 月 24 日法律第 59 号。以下「**資金決済法**」といいます。）に基づき内閣総理大臣の登録を受けた第二種資金移動業者です（登録番号：関東財務局長第 000xx 号です）。
3. 日本において本サービスを利用して送金依頼をされるお客様を（以下「**送金依頼人**」又は「**利用者**」又は「**あなた**」といいます。なお、送金を受領される受取人を、以下「**送金受取人**」といいます。）におかれましては、当社本サービスへのアクセスおよび関連サービスの利用は、**Landmark 株式会社**（以下「**当社**」といいます。）により提供されます。当社本サービスへのアクセスおよび関連サービスの利用にあたっては、この規約（以下「**本規約**」といいます。）を十分注意してお読みください。

2. 本規約の同意

利用者は、当社本サービスへのアクセスまたは一切関連するサービスの利用することにより、本規約に同意し承諾したことになる。本規約で当社本サービスが提供されたオプションに同意をクリックすることにより、利用者は、これに同意するものとする。本規約に同意しない利用者においては、当社本サービスや本サービスのご利用を直ちに中止していただくこととなる。また本規約と併せて以下の文書を当社ウェブサイト上で確認できる。

1. プライバシーポリシー
2. 反社会的勢力による被害の防止に関する基本方針
3. 個人情報保護方針
4. 情報セキュリティー方針
5. 利用規約
6. 苦情申し立て
7. 資金決済法に基づく表示

8. 免責事項
9. FAQ（よくある質問）
10. 為替取引に係る業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針（補償方針）
11. 会社概要
12. お客様の個人情報のお取扱い

本規約を承諾することにより、当社は本サービス上で電子メールや通知など電磁的手段による情報交換にも同意するものとする。

3. 本サービス利用のための登録

1. 本サービスを利用するためには、18 歳以上である必要がある。
2. 本サービスを継続的に利用するためには、利用者は、本規約に従い、本サービスを通じて会員登録をしなければならない。会員登録手続きを完了すれば、利用者は、本サービスの登録会員になるとともに、本サービスを利用するにあたり、本規約の条件に従うことに同意したことになる。

4. 重複利用登録の禁止

当社は、同一利用者による複数の利用登録を拒否できるものとする。ただし、利用者が個人会員と法人会員として両方を登録し、当該利用者が当該企業認定された代表として本サービスを利用するのはこの限りではない。個人または法人の各エンティティには、一つの会員のみ登録できるものとする。

5. 個人情報の取扱い

1. 利用者が本サービスまたは関連サービスの利用により提供した個人情報は、当社ウェブサイトでアクセスできる当社プライバシーポリシーに適用され、当社が当該個人情報を法令に従って取り扱う。当社プライバシーポリシーについて、本規約の一部として組み込まれるものとする。
2. 当社は、当社の定める「お客様の個人情報取り扱い」に従い、前項同様に、利用者の個人情報を取り扱う。
3. 当社は、法律で要求された場合、及び前項での規程で定める場合にのみ、以下の第三者に利用者の個人情報を提供する。
 1. 利用者の要求に応じ、本サービスの履行のために外部委託した第

三者。

2. 犯罪による収益の移転防止または当社が適用している他の法令により監督官庁の命令。

4. 当社が利用者の個人情報を共有する可能性のある第三者は、以下のとおり。

提供先／提供先の国	当社との関係	提供先における利用目的	提供される個人情報等の内容
KVB Global Markets Pte Ltd. / 豪州	関連会社（業務委託先）	- 送金システムの開発、保守及び管理 - 仕向送金における送金資金の受取人への払出し - 被仕向送金における送金資金の送金人からの受入 - 取引モニタリング及びeKYC (LexisNexis 及び LIQUID は KVB グループからの再委託先)	氏名、住所、連絡先、生年月日、利用者 ID、送金情報その他会員登録及び送金処理のため必要な情報
Amazon Web Services, Inc / シンガポール	外部委託業者	利用者情報及び送金データの保管及びバックアップ	氏名、住所、連絡先、生年月日、利用者 ID、送金情報その他会員登録及び送金処理のため必要な情報

6. 利用者の義務

1. 利用者は以下を同意するものとする。
 - a. 利用者は、当社に提供した情報と文書が真実で正確かつ最新のものであることを確認する。
 - b. 利用者は、以下の許可された目的のためのみ、本サービスを使用する。
 - イ. 本規約。
 - ロ. 関連する管轄区域における適用される法律、規則または一般に認められた慣行、ガイドライン。
 - c. 利用者は、パスワードおよび/またはアカウントのログイン情報の機密性を保護する唯一の責任を負う。他人や第三者による登録情報（例：パスワードおよび/またはアカウントのログイン情報）の使用は固く禁止する。利用者は、パスワードや電子メールアドレスの不正使用、または利用者が認識したセキュリティの侵害を当社に直ちに通知することに同意するものとする。
 - d. 当社の本サービスのアクセスと使用は、譲渡することができない唯一のものであり、当社が本サービスを提供する目的で、利用者が当社の本サービスを単独で使用することを許可する。利用者は、法人会員の正式な代理人である場合を除き、第三者にかわり会員として本サービスを利用することは固く禁止する。
 - e. 利用者は、送金依頼にあたり、正確な情報を提供する義務を負うものとする。送金依頼が実行された場合、当該取引を取り消すことはできない。
2. 当社は、利用者の不審な活動または違法な活動を調査する権利を留保する。当社が、利用者が上記の義務の違反もしくは非遵守があったことを証明できる証拠および/または正当な理由がある場合、当社は、利用者の未完成の送金依頼を直ちに打消しすることができ、および/または本サービスから当該利用者の会員登録を一時停止することができる。また、当社は、必要と認められる場合、利用者の個人情報を含む送金依頼に関する情報を監督官庁やその他の組織に提供する権利を有す。前記監督官庁やその他の組織から指示された場合、当社は、利用者の資金を差し引くこともできる。
3. 当社は、利用者がパスワードや会員登録のログイン情報を第三者に開示したことにより生じたいかなる損害について責任を負わないものとする。
4. 当社は、利用者の送金依頼に従い、実行された送金の結果として利用者が被った損失について、いかなる方法でも責任を負わないものとする。

7. 本サービス

7.1. 本サービスの概要

1. 当社は、本規約に従って、送金依頼人の送金依頼に基づき、送金依頼人が指定する送金受取人に対し指定する金額の海外送金を行う。送金依頼に関しては、当社の要求に応じてすべての関連情報が含まれている必要がある。前述要求されたすべての情報は、本サービス（以下「本為替取引サービス」という。）を規範する法令に沿っているものであり、送金依頼のため提供された情報が正確かつ完全であることを確認するのは送金依頼人の責任とする。
2. 当社が送金依頼人から送金に必要な資金（以下「送金金額」という。）を受け取り、本為替取引サービスを履行するために当社が請求する料金（以下、「利用手数料」という。）が支払われると、当社と送金依頼人との間で送金委託契約が成立するものとする。
3. 当社が、第三者に本為替取引サービスの業務を委託した場合であっても、前項に規定する送金委託契約は当社と送金依頼人との間で効力を生じ、両者の権利義務関係には影響を与えないものとする。

7.2. 取引の確認

1. 利用者は、当社が提供する GCFX の画面において、取引履歴、取引ステータス、手数料その他当社が定める情報を随時確認できる。
2. 当社は、送金依頼受付、送金完了、受取完了、不正取引の疑い等、当社が必要と認める事由が生じた場合、メール、SMS 等により利用者へ通知する。
3. 利用者は、当社が設置する問い合わせ窓口に対し、取引内容に関する照会を行うことができる。
4. 当社は、利用者情報の定期的確認を行い、必要に応じて利用者に情報更新を求めることがある。

7.3 本為替取引サービスの利用

1. 送金依頼人は、以下のいずれかの方法により送金金額又は受取金額を確定させ、当社に送金依頼を行うものとする。

- a. 送金金額指定：送金依頼人側の通貨における送金金額を確定させ、これを基に換算し、送金受取人側の通貨における受取金額を算出する方法。

b. 受取金額指定：送金受取人側の通貨における受取金額を確定させ、これを基に換算し、送金依頼人側の通貨における送金金額を算出する方法。

2. 当社は、送金金額または受取金額を算出するにあたり、当社の定める為替レートを使用する。為替レートはブルームバーグの公表している情報（仲値）を基に KVB Global Markets Pty Ltd が 設定する単一レート（スプレッドは存在しない）を採用する。ただし、為替レートの決定方法は、国と通貨により異なることがあるので注意を要する。
3. 送金手数料は一律 1,500 円とする。また為替手数料は取引額に対して概ね 0.8% のスプレッドを上乗せする。
4. 送金依頼人は、銀行振込での入金によって当社へ送金を依頼する。
5. 送金受取人は、上記送金手数料及び為替手数料を相殺した金額を受け取る。
6. 送金の 2 営業日以内に、完了報告が利用者の電子メールに送信され、当社本サービス上の利用者のアカウントで確認可能になる。これは、利用者の記録保持目的であり、また依頼されたサービスの完了を意味する。

7.4 本為替取引サービスに関するお知らせ

1. 本為替取引サービスによる送金可能な上限は 1 件あたり 100 万円（利用手数料は含まれない。）またはその同額の外貨とし、当社本サービス上での送金依頼については、1 件あたり 1,500 円の送金手数料が必要。
2. 送金依頼が営業日の午後 5 時以降または非営業日に受理された場合、翌営業日に受理されたものとみなす。
3. 当社は、前条に記載されている為替レートを尊重するために最善を尽くすことは、当社から利用者への約束だが、外国為替市場の変化に起因する受領額のいかなる減少についても責任を負わない。当社は、誠意をもって、下記の場合に送金金額の受領時に最新の為替市場における仲値（ミッドレート）に更新する。
 - a. 24 時間の有効期間内に為替レートに 2% 以上の変化があった場合。
4. GCFX の取引画面上で表示された為替レートが、時間の経過により更新された場合、利用者は、更新された為替レートを確認後、支払いを続行する。この場合、更新された為替レートと更新された受取金額とともに、改訂された見積りにて提供する。利用者は更新された為替レートに同意できない場合は、送金指示のキャンセルを行う。
 - a. 当社は、更新された為替レート、振替金額および振替金額の差額

を含む改定された見積を提供する。為替レートが送金依頼人に対し好転した場合、決済資金からの追加資金は払戻しアカウントに返金する。その逆の場合、支払いを進める前に差額を当社に振り込む必要がある。当社は、見積の変更から 24 時間以内に当該差額を受け取っていない場合、送金資金から払い戻しの手数料を差し引いてから払い戻しを行う。

5. 送金依頼のキャンセル要求は、弊社において送金が処理されていない場合にのみ可能。送金依頼が処理された場合、払い戻しまたは発生可能なあらゆる損失に、当社は責任を負わない。
6. 送金依頼人が要求する特定の指示については、送金依頼が犯罪収益移転防止法への対応の義務を果たすために必要に応じて処理される前に、当社が資産と収入の状態（資金の源泉）を証明するための追加情報または文書を要求する場合がある。当社は、提供された追加情報または文書が送金依頼を進めるのに十分であるかどうかを決定する完全な裁量権を有するものとする。
7. 当社は、以下の場合に利用者の本為替取引サービス利用を拒否する権利を留保する。
 - a. 提供された情報が正確もしくは完全ではない。
 - b. 当社は資金移動業者として、「犯罪収益移転防止法」への法令順守が求められている。
8. 当社により送金依頼人の送金依頼が拒否された場合、当該送金依頼人に振込手数料を請求され、決済資金から差し引く。その残高は、送金依頼人の名義で指定された銀行口座に返金される（第三者のアカウントへの返金はない。）。
9. 送金依頼指示に誤った受取人の情報が記載されている場合、当社は送金依頼人の送金の回復を合理的に支援する。当社は、送金依頼人が被ったいかなる損失についても責任を負わない。

8. 標準履行期間

送金受取人の口座へ着金するまでの標準履行期間は、送金受取人の銀行所在国によって異なるが、原則として資金の着金受付日（当日 15 時までに当社が着金を確認したものに限る。）の最大 2 営業日。但し、追加資料の提出が必要な場合等は履行に遅れが生じることがある。なお、標準履行期間は、各送金依頼実行時に画面上に表示する。

9. 利用手数料等

1. 各送金の取引の履行のために、当社から請求された利用手数料は、一律1,500円とし、加えて概ね0.8%（1円未満を四捨五入する。）の為替手数料が発生し、利用者の負担となる。実際にお支払いただく利用手数料は、送金依頼時に通知され、見積で当社ウェブサイトの画面上に表示される。
2. 利用者は、いかなる理由であれ、金融機関によって利用手数料が返却または拒否された場合、またはその他の理由により未払いの場合、利用手数料に関連する銀行手数料および手数料を含むすべての費用について責任を負うことを認め、同意するものとする。
3. 利用者は、当社がいつでも利用手数料を変更できることに同意すると認める。

10. 為替取引に係る資金の状況確認方法

送金依頼後の送金状況の確認および取引履歴は、会員登録を完了した利用者の取引確認ページにて行うことができる。

11. 受取証書の発行

1. 本規約 7.1 に基づき送金委託契約が成立し、送金依頼人から請求を受けた場合には、当社は、送金依頼の内容および送金金額等を明記した見積を送金依頼人に交付する。
2. 送金が完了した場合、送金依頼人に送金依頼の内容と送金金額等を記載した受取証書を送金依頼人に交付する。
3. なお、利用者は、当社が利用者に対し前項の受取証書をEメールおよび/または当社本サービスの表示等電磁的方法で交付することについてあらかじめ承諾したものとする。

12. 業務委託

本為替取引サービス遂行にあたり、当社は必要と認める業務を第三者に対し委託する場合がある。

13. 利用者と当社の連絡

1. 当社と利用者の間においては、文書による情報連携を行う必要がある。そのため、利用者は、本規約への同意をもって、Eメール、電話又は当社ウェブサイト上の告知、本サービス画面、のいずれかの電磁的方法をもって、当社との情報連携を行うことに同意するものとする。なお、当

社は、必要に応じて郵便を送ることもある。

2. なお、利用者は当社に対し、前項の電磁的方法による情報連携を受けない旨又は当該旨の撤回について、書面又は電磁的方法により、任意のフォーマットで申出を行うことができる。

14. 一般的な免責事項

1. 利用者の会員登録に関する受諾は当社の裁量に委ねられており、理由を特定することなく利用者の口座開設を拒否する権利を留保する。
2. 本規約のいかなる条項も、法律またはそれに伴う責任によって明示または課された保証、表明、条件を限定または除外しない。
3. 以下の項目を法律で認められている範囲で従うものとする：
 - a. 本規約に明記されていないすべての条件、保証、表明または条件は除外する。
 - b. 当社は、慣習法、契約、不法行為（過失を含む）、またはその他の法令にかかわらず、サービスや本利用規約に関連して発生した、またはサービスまたは本利用規約に起因する特別な間接的または必然的な損失または損害（該当する消費者保証を満たさないことに起因する損失または損害が合理的に予測可能な場合を除きます）利益または機会の喪失、または営業権の損害（サービスまたはサービスの遅延）に対しての責任を負わない。
4. 利用者は、利用者ご自身の責任において当社ウェブサイトおよび本サービスを利用するものとし、当社ウェブサイトおよび本サービスにおいて行った一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとする。当社ウェブサイトおよび本サービス上のすべてのものは、いかなる種類の保証または条件もなく利用者へ提供する。
5. 当社の関連会社、取締役、役員、従業員、代理人、寄稿者および使用許諾者は、本サービスまたは製品またはサービス（当社ウェブサイトに記載されている当社の製品またはサービスを含む）について保証をしない。これには、以下のいずれかの結果として被る可能性がある損失または損害が含まれるが、これらに限定しない。
 - a. 当社は、インターネット通信の途絶・遅延による送金不可若しくは遅延、災害・事変・戦争等の不可抗力、法令による制限又は政府若しくは裁判所等の公的機関の措置その他当社以外の責めに帰すべき事由により送金ができなかったときは、そのために利用者に生じた損害について一切の責任を負わない。
 - b. 当社本サービス、本為替取引サービス、または本為替取引サービ

ス関連製品（第三者の資料および当社ウェブサイト上の広告を含む）に関するあらゆる情報の正確性、適合性。

- c. 当社本サービス、本為替取引サービス、または当社の製品のいずれかを使用した結果として発生した費用。
 - d. 利用者の便宜上提供されるリンクに関する本為替取引サービスまたはオペレーション。
6. 当社は、システムの保守、通信回線若しくは通信手段、コンピュータの障害などによる送金システムの中止又は中断の必要があると認めたときは、利用者に事前に通知することなく、本サービスの提供を中止又は中断できるものとする。そのために利用者に生じた損害については、当社はいかなる責任も負わない。
 7. 当社は第 20 条に基づく本為替取引サービスの提供の拒否に基づき発生した利用者の損害について、いかなる責任も負わない。
 8. 当社の本サービスまたは本規約と関連して発生、またはそれに関連する責任は、契約、不法行為（過失を含む）、法令またはその他の法令のもとでの資格を含む、生じたものは、本為替取引サービス内容の再提供を超えないものとする。

15. 銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明

利用者は、以下に規定する内容を理解のうえ、本為替取引サービスを利用するものとする。

1. 本為替取引サービスは、銀行等が提供する為替取引とは異なること。
2. 本為替取引サービスは、当社が預金もしくは貯金または定期積金等を受け入れるものではないこと（銀行法第 2 条第 4 項に規定する定期預金等をいう）。
3. 本為替取引サービスは、預金保険法第 53 条または農水産業協同組合貯金保険法第 55 条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。
4. 本為替取引サービスの利用者の保護のための制度として、資金決済法に基づき定められた履行保証金制度が設けられている。当社が第二種資金移動業を営むことより、利用者に負担する債務を保全するために、履行保証金を一週間における第二種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額と算定し、三営業日以内に東京法務局へ供託を行っている。
5. 本為替取引サービスの利用者は、資金決済法に定める権利の実行の手続において、送金依頼のために当社銀行口座に払い込んだ金銭の全額について、送金が履行されるまでの間、履行保証金から還付を受ける権利を

有する。

6. 利用者は、当社が破産した場合等、履行保証金から払い戻しを受けることができる。

16. 苦情またはご相談について

利用者からの苦情又は相談（当社の業務委託先に対するものを含む。）に応ずる当社営業所の所在地及び連絡先は、以下のとおり。

住所：東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー18 階

ランドマーク株式会社 カスタマーサービス

営業時間：9 時 - 17 時 30 分（日本時間、土日祝日除く）

E メール：customer_services@jp-landmar.com 24 時間受付可能

緊急連絡先：（上記営業時間のみ）03-4588-4259

お問い合わせを受信後、原則として翌営業日に回答する。ただし、内容によっては、回答が遅れることがある。

17. 苦情処理措置および紛争解決措置

当社は資金決済法に基づき、以下の苦情処理措置及び紛争解決措置を講じている。利用者が苦情・紛争解決の申出をする場合は、以下の窓口を利用できる。

1. ＜苦情処理措置＞

一般社団法人日本資金決済業協会 「お客さま相談室」

東京都千代田区九段南 3 丁目 8 番 11 号 飛栄九段ビル 7 階（701 号室）

TEL： 03-3556-6261

2. ＜紛争解決支援機関＞

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

18. 反社会的勢力の排除

1. 送金依頼人は、当社の「反社会的勢力による被害の防止に関する社内規程」により自ら及び指定する送金受取人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」とい

- う。)に該当する者、または、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者は、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- a. 暴力的な要求行為。
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - d. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。
 - e. その他前各号に準ずる行為。

19. 本為替取引サービス提供の拒否

当社は、利用者が次の各号が該当すると証明できる証拠および/または信じる理由がある場合、事前の通知なく、当該利用者の会員登録を一時停止または終了すること、および本サービスの提供を拒否することができるものとする。

1. 利用者に法令や本規約に違反する行為があったとき。
2. 利用者が本規約第 19 条各号のいずれかに該当し、又は同条の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
3. 当社が本規約第 5 条に規定する権利を行使したとき。
4. 利用者の登録名義又は住所等が利用者の行った送金元（銀行口座等）の情報と一致しないとき。
5. 利用者の送金依頼の内容が、法令その他一切の取締法規に違反するとき。
6. 利用者が犯罪収益移転防止法上、及びその他の犯罪行為に関わっている

- 可能性がある」と判断されたとき。
7. 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあるとき。
 8. 利用者の所在が不明となったとき。
 9. 当社の見解により利用者への本為替取引サービスの提供は、もはや商業的に実行できないとき。
 10. 前各号に掲げるほか、当社が本為替取引サービスの利用拒否を必要とする相当の事由が生じたと判断したとき。

20. 契約期間

利用者登録を行う場合の契約期間は1年間とする。契約の満了日までに、利用者から解約の申し出がない限り契約は1年間自動更新され、以後も同様とする。

21. 契約の終了

利用者は、本規約17条に記載されている連絡先を通じて当社に連絡することにより、終了の申し出をした場合においても、解約手数料等の費用は発生しない。

22. 本規約の変更または廃止等

1. 本規約及び本為替取引サービスの内容は、経済情勢の変化その他合理的理由があるときは、当社の単独の判断により変更又は廃止することがある。また、かかる変更又は廃止のために、本為替取引サービスの全部又は一部の利用を停止することがある。
2. 前項の変更若しくは廃止又は利用の停止により生じた損害については、当社はいかなる責任も負わない。
3. 当社が本規約を改訂する際には、当社は、本規約の改訂を利用者に通知するために合理的な努力を行う。本規約の変更は、その公表日から直ちに効力を生じる。本為替取引サービスの利用を進める前に、利用者控えとして本規約の写しを控えておくことをお勧めする。

23. 最終性

本規約または明示的に引用された規定は、当社および利用者の合意内容を網羅しており、本件主題に関する両当事者の書面または口頭による従前の一切の合意に優先する。

24. 知的財産方針

1. 当社本サービス、ウェブサイト、本為替取引サービス、および関連するすべての製品は、当社によって所有または管理する。
2. すべての商標および商号は当社により管理されている。当社は、利用者が会員である限り以下の目的のための利用者の使用を認める。
 - a. 本規約に基づいた当社ウェブサイトの利用。
 - b. 当社本サービス、および当社ウェブサイトに含まれているコンテンツを、デバイスのキャッシュメモリにコピーおよび保存。
 - c. あなたの個人的および非商業的使用のために、当社本サービス、当社ウェブサイトを印刷。
3. 当社は、当社本サービス、当社ウェブサイトまたは本為替取引サービスに関するその他の権利を利用者に付与するものではない。その他すべての権利は、当社が確保する。
4. 当社は、当社本サービス、当社ウェブサイトおよび関連するすべての本為替取引サービスに関するすべての権利を保持する。当社本サービス、当社ウェブサイト上で、利用者が行うことは以下に関連するものではない。
 - a. 事業名、取引名、ドメイン名、商標、工業デザイン、特許、登録意匠又は著作権。
 - b. 商号、取引名、ドメイン名、商標または工業デザインを使用または使用する権利。
 - c. 特許、登録デザインまたは著作権（またはそのようなもの、システムまたはプロセスの適応または変更）の対象となるもの、システムまたはプロセス。
5. 利用者は、当社の書面による事前の許可その他の関連する権利所有者の許可なしに以下を行うことはできない。放送、再発行、第三者へのアップロード、送信、投稿、頒布、公演、公演、サービスまたは第三者のサービスに限定されるものとする。この禁止事項はパブリックドメイン上もしくはは自由に入手可能なウェブサイト素材には適用されない。

25. 譲渡・質入れ等の禁止

本規約による利用者の契約上の地位その他本為替取引サービスにかかる一切の権利について、譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできない。

26. 準拠法

本規約及び本為替取引サービスに関する準拠法は日本法とし、日本法によって解釈されるものとする。当社と利用者との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

27. 分離可能性

本契約の条項の一部が法廷によって執行不能であると判明した場合、その部分は、適用される法律で許容される最大限の範囲で強制される。本規約の残りの部分は引き続き有効に存続するものとする。

28. 言語

本規約には、日本語版と英語版が存在するが、その内容に相違がある場合は日本語版が優先する。

令和 8 年 05 月 8 日第 2 版
令和 8 年 09 月 18 日第 3 版